

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会脳神経腫瘍部会細則

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程第5条第1項に基づき、脳神経腫瘍部会細則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この細則は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会脳神経腫瘍部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 小児脳神経腫瘍診療に関する取組に関して情報共有及び意見交換
- 二 その他関東甲信越地域における小児脳神経腫瘍診療に関すること

(部会の構成)

第3条 部会は、協議会の構成施設となる医療機関等に準じて構成する。

- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。
- 4 部会長の任期は3年とする。再任を可とする。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会の議長は、部会長とする。
- 3 部会長は、必要に応じて厚生労働省健康局職員の出席を求めることができる。

(部会幹事)

第5条 部会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国立成育医療研究センター小児がんセンター脳神経腫瘍科とする。

- 2 事務局は、部会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

訂正内容

項目	旧	新	日付
(部会の設置) 第3条	部会は、別紙に掲げる医療機関等によって構成する。	部会は、協議会の構成施設となる医療機関等に準じて構成する。	令和3年 9月3日
第3条 2	部会の長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が指名する。	部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。	同上
第3条 4	(追加)	部会長の任期は2年とする。ただし再任は1回とする。	同上
(部会の開催) 第4条	部会は、会長が必要に応じ招集する。	部会は、部会長が必要に応じ招集する。	同上
第4条 2	部会の議長は、会長とする	部会の議長は、部会長とする。	同上
附 則 (施行期日)	(追加)	この規程は、令和3年9月3日から施行する。	同上